

三重県外の医療機関、助産所 各位

桑名市長 伊藤 徳宇  
( 公 印 省 略 )

### 妊婦一般健康診査の実施について

平素は、桑名市の母子保健事業にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

本市では、三重県外で妊婦一般健康診査を受診された場合、償還払い制度にて対応しておりますので、お手数ですが受診者が持参する妊婦一般健康診査受診票について、下記のようにお取り扱いいただきますようお願いいたします。

不明な点等ございましたら、事務担当までご連絡ください。

### 記

#### 1. 医療機関等におけるお取り扱い

妊婦一般健康診査を実施し、受診者より実費を領収した上で、「母子保健のしおり（妊婦一般健康診査受診票綴り冊子）」の「妊婦一般健康診査結果票」に結果等必要事項をご記入いただき、結果票〔A〕、〔B〕、〔D〕を受診者にお渡しください。

※実施しなかった健診項目については、二重線で消すなどしてください。

※結果票〔C〕（医療機関控え）については、ご不要な場合は受診者へお返しください。

#### 【参考】償還払い申請時に必要な書類

- ・妊婦一般健康診査結果票〔A〕、〔B〕    \*医療機関等でご記入いただくもの
- ・領収書（コピー可）
- ・申請書    \*受診者本人が記入。

## 2. 償還払い上限額等について

\*妊婦一般健康診査結果票は、右上記載の「〇回」が順番通りでなくても使用することができますので、該当する検査を行った回の結果票にご記入ください。各回の検査項目は妊婦一般健康診査結果票をご覧ください。

### 【各回の償還払いの上限額】

(円)

| 結果票各回<br>『母子保健の<br>しおり』発行年度 | 1 回    | 2～5、<br>7、9 回 | 6 回    | 8 回   | 10、<br>12～14 回 | 11 回   |
|-----------------------------|--------|---------------|--------|-------|----------------|--------|
| R5 年度 上限額                   | 23,860 | 5,110         | 17,920 | 7,640 | 5,110          | 13,170 |
| R6 年度 上限額                   | 23,910 | 5,160         | 17,870 | 7,590 | 5,060          | 13,220 |
| R7 年度 上限額                   | 23,910 | 5,180         | 17,830 | 7,610 | 5,080          | 13,270 |

#### 事務担当

桑名市役所 子ども総合センター  
〒511-8601

三重県桑名市中央町2丁目37番地

TEL 0594-24-1380

FAX 0594-24-5497